

近江八幡八日市都市計画地区計画の決定（日野町決定）

都市計画東部地区計画を次のように決定する。

名 称		東部地区地区計画
位 置		日野町 河原一丁目、河原二丁目 中道一丁目、中道二丁目 村井一丁目、村井二丁目、村井三丁目 大窪
面 積		約20.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、国道477号と都市計画道路松尾村井線に接し、良好な住宅地を形成するため土地区画整理事業を進めているところである。 当地域は交通至便な立地条件等から住居環境を確保しつつ沿道サービス施設や小規模な事務所等を一体とし、地域の活性化を図りながら良好な住宅地の形成・保全を目指す。
	土地利用の方針	良好な住宅地の形成を目指しつつ交通至便な立地条件を活かした土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業で整備された公共施設の機能・環境が損われないよう維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	住宅地の居住環境を損うような業務について用途制限を行う。
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	今後の人口増加や核家族化の進展による世帯数の増加に対応できる住宅を確保し、快適な住環境を整備すると共に都市機能の質的向上を図る。
地区の区分	地区の名称	東部地区
	地区の面積	約6.5ha
建築物等に 関係する 事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 畜舎
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	_____
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	_____
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	_____
	建築物の敷地面積の最低限度	_____
	建築物の建築面積の最低限度	_____
	壁面の位置の制限	_____
	建築物の高さの最高限度	_____
	建築物の高さの最低限度	_____
	建築物等の形態若しくは意匠の制限	_____
垣若しくは柵の構造の制限	_____	
土地の利用に関する事項	現に存する樹林地、草地水辺地等で良好な居住環境を確保するために必要なものの保全を図るための制限	_____
備 考		

「区域は計画図表示のとおり」

理由 沿道サービス施設や小規模な事務所等を誘導し地域の活性化を図るとともに良好な住宅地の形成・保全を図る。